

## 第 1 2 7 回

# 京都市大規模小売店舗立地審議会

## 議 事 録

日 時：平成 25 年 4 月 26 日（金）

午前 10 時 7 分～11 時 26 分

場 所：KKR 京都くに荘 4 階 会議室

## 開 会

●事務局（小山課長） 本日は委員の皆様方には、ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき誠にありがとうございます。

審議会を開催する前に少しお時間をいただきまして、この度の人事異動についてご報告をさせていただきます。6年間お世話になりました課長補佐の高山が異動いたしまして、後任として小林がまいりました。引き続きよろしくお願いいたします。なお、事務局長の山本は、本日は所用により欠席でございますが、山本と私、小山は引き続き務めさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から京都市大規模小売店舗立地審議会を開催させていただきます。本日の委員の方々のご出席状況でございますが、10名の委員の方、皆様ご出席をいただいております。したがって京都市大規模小売店舗立地審議会条例第5条第3項の規定により、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

本日は、イズミヤ高野店の諮問及び届出者説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それではお手許にございます資料を確認させていただきます。各委員のお手許には、本日の審議会次第、それから資料1として「イズミヤ高野店に係る届出概要」、資料2「イズミヤ高野店 検討資料」、資料3「イオン3店舗に係る市意見」、資料4「京都ファミリーに係る市意見」、資料5「立地法に係る計画一覧」、以上を資料として置かせていただいております。また今回の審議に関わる諮問書の写しと、5月と6月の2カ月間の日程調整表も置かせていただいております。ご確認のうえよろしくお願いいたします。

また報道関係者、傍聴者の方用に「本日の閲覧資料」2冊を後方の閲覧資料台に備えておりますのでそちらでご覧いただきたいと思います。

それでは早速審議会を始めたいと思います。市川会長、よろしくお願いいたします。

## 議 題

### 1 平成24年11月届出案件

#### 「イズミヤ高野店に係る諮問及び届出者説明」

●市川会長 それではこれより第127回京都市大規模小売店舗立地審議会を始めます。議題1「平成24年11月届出案件 イズミヤ高野店」であります。これについて京都市から諮問を受けたいと思います。

●事務局（小山課長） 委員の皆様のお手許にお配りしております諮問書のとおり、本日付で本案件につきまして諮問させていただきます。なお、本件についての諮問の了解をいただけま

したら、引き続き、届出者から計画説明を行ってもらおうべく、現在別室で待機していただいておりますので併せてご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

●市川会長 ただ今、市長より諮問を受けました届出案件の概要について、事務局から説明をお願いします。また特にご異議がなければ、引き続き届出者説明に進みたいと考えますがよろしいでしょうか。

——（異議なしの声）——

●事務局 それでは資料1に基づきまして概要を事務局から説明させていただきます。資料1をご覧ください。今回の届出内容ですが、営業時刻の変更でございます。現在、開店時刻が10時で閉店時刻が20時、年間60日は21時までというのがありますが、こちらを朝9時から夜10時までと変更する計画となっております。なお、こちらの店舗は来客の方向への駐車場はございませんので、駐車場を利用する時間帯はございませんのでその変更はありません。ですから営業時刻の変更だけとなっております。

1 ページ目の(3)の変更年月日ですが、予定としては届出を出すと翌日以降変更できるのですが、平成25年2月1日と届出上は変更年月日を書いておられますけれども、実際には4月22日、今週の月曜日から閉店時刻のみ21時までをまず先に実施されています。

次に4ページ目をご覧ください。今回の届出に関する法に基づく、法第8条第2項に基づく意見書が1通ございます。意見の概要については説明会の開催が周知不足である旨と、近隣住民の方が営業時間延長に反対しているのに、なぜ延長するのかということ。そして意見書の提出に関して、商業振興課のホームページのメールアドレスの記載についてという意見が1通出されています。また地元の説明会につきましては延刻そのものについて、延刻される時期、荷さばき車両等について、不法駐車、路上駐車について、騒音などについての質問、意見が出されました。次の5ページ目から法に基づく意見書の写しです。また6から10ページまでが届出者から届けられた地元説明会の報告書でございます。先ほど申しあげた質問、意見について回答を含めて記載しております。

さらにおめぐりいただきまして11ページをご覧ください。事務局のほうでこの店舗の周辺の状況について見てまいりました。その状況を記載しております。12ページ目以降がその状況を写真で撮影しております。丸付数字の1番、店舗西側になりますがご覧いただきますと真ん中のところに路上駐車がある状態になっています。この写真だとわかりにくいのですが、8番のところは1番の逆側から撮影した状況になりますけれども、店舗西側については路上駐車禁止ということでカラーコーンを置いておられますが、その間をぬって路上駐車がある状況です。こちらについては4番の店舗南側についても同じような形です。4番の場合もカラーコーンなのですが、この写真を見て右側が店舗、左側はマンションで、カラーコーンはマンション側に

駐車禁止というのを置いていますけれども、その間をどけて駐車されているという状況です。

7 番の写真ですが、これは店舗北側で北大路通沿いの写真になります。若干、路上駐車が見え、自転車も路上でとめられている状況があります。この向かい側が店舗になります。左手側、ここの写真に写していませんけれども店舗前面に駐輪場があり、駐輪場のほうは空きがある状態でした。概要は以上でございます。

●市川会長 概要のご説明ありがとうございました。それでは議題 1 の「平成 24 年 11 月届出案件 イズミヤ高野店」に係る届出者説明に入ります。担当の方に入ってくださいますので、事務局よろしくお願いいいたします。

—— (担当者入室) ——

●事務局 本件の計画概要については先ほどご説明させていただきましたとおりですので、早速、届出者から変更計画を説明していただきます。自己紹介していただいた後に説明のほうをよろしくお願ひします。

●イズミヤ (寺谷) イズミヤ株式会社店舗開発部の寺谷と申します。どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

●イズミヤ (岩田) イズミヤ店舗開発部の岩田と申します。よろしくお願ひします。

●イズミヤ (木村) 環境コンサルタントの環境総合テクノスの木村と申します。よろしくお願ひします。

それでは私のほうから説明させていただきます。まず、変更計画説明書の 1 ページ目をお開きください。当該店舗はイズミヤ高野店、所在地は京都市左京区高野東開町 16 番地でございます。具体的な場所はお手許の資料の 20 ページに広域見取図を付けさせていただいておりますので、ご参照をよろしくお願ひいたします。設置者はイズミヤ株式会社、代表取締役坂田俊博、変更する年月日は平成 25 年 2 月 1 日の予定で届出をさせていただいております。

変更届出の内容としては、先ほど京都市様のご説明にもありましたように営業時間午前 10 時 (ただし年間 60 日は 9 時)、閉店時間 20 時 (ただし、年間 60 日は 21 時) から、開店時刻を 9 時、閉店時刻を 22 時にするという変更となっております。

次に 2, 3 ページ目に店舗の基本的事項を示させていただいております。当該店舗は建築面積 3,247 平方メートル、延べ床面積が 1 万 2,938 平方メートル、そして店舗面積が 9,894 平方メートルの店として、開店は昭和 49 年 6 月 29 日から今日まで営業を行っております。具体的な建物の各図面等につきましては後ろのほうをご参照願ひします。

今回の営業時間変更に伴う周辺環境への影響についてご説明させていただきます。まず、4 ページ目の駐車場の設置・運営計画についてです。当該店舗は 49 年の開業以来、駐車場を設置しておりませんので、お客様には公共交通機関、自転車、バイク、そして徒歩でのご来店をしていただける店と考えております。5 ページ目が駐輪場の設置・運営計画ですが、今回の変更は朝、及び夜間の時間帯の変更ですので、ピーク時の自転車台数の増加はないため、変更後も駐輪場は収容台数は十分確保されていると考えております。なお、当該店舗には 402 台の駐輪場を設けております。

そして 6 ページ目は荷さばき施設の整備・運営計画に関する配慮事項です。今回の変更において、現状の商品の搬出入量を変更することなく搬入可能であることから、搬入車両台数の増加はいたしません。また、搬入車両の入出場時には必要に応じて交通誘導員により適切な誘導を行い、歩行者の安全確保に努めた運営をします。

8 ページ目は騒音の発生に対する対策についてです。今回の変更は昼間の時間帯、環境基準が昼間の時間帯でございますけれども、その変更でございますので夜間の時間帯における騒音の発生に変更はございません。またお手許の資料の騒音予測資料の 6 ページに予測地点を示させていただきますいております。店舗周辺の A から D の住居面で予測を行っております。また、店舗の敷地境界の a から d についても同じく予測を行っております。ここでの環境基準、及び規制基準値はすべて満足する結果が得られております。具体的な予測結果についてはお手許の資料の 11～15 ページに示させていただきますいております。

最後に、廃棄物の保管施設の配置、及び運営計画を 16 ページに示させていただきます。廃棄物保管施設の容量は大店立地法の指針に基づく排出量を超えており、保管施設の容量は不足を生じておりません。また、今回の変更において現状の商品の搬出入量を変更することなく対応可能であることから、廃棄物の排出量も増加しないと考えております。以上が届出書の説明です。

最後に、1 月 15 日に行いました説明会でいただいた意見に対する対応について、口頭でご説明いたします。説明の際に荷さばき騒音や不法駐車に対するご意見をいただきましたので、調査・対策を行っております。特に不法駐車については対策により、店舗南側の道路に不法駐車があった台数ですが、これが半減以上できたことを現在確認できております。また、届出では 2 月 1 日から 9～22 時の営業を行う計画をしておりましたが、住民様のご意見を踏まえまして、先ほど京都市様のご説明がありましたように 4 月 22 日より 10～21 時、後ろの 1 時間だけ営業時間を変更する変更を行っておりますけれども、現在それに対するご意見は住民様等からいただいております。以上でご説明を終わらせていただきます。

●市川会長 ご説明ありがとうございます。それでは委員の皆様方からただ今のご説明につきましてご質問、ご意見等を頂戴したいと思います。

●竹原委員 ご説明ありがとうございました。廃棄物の収集作業のほうでおうかがいしたいのですが、8ページの騒音発生に対する対策の上から三つ目には、荷さばき車両、並びに廃棄物収集作業は早朝、及び深夜の作業を極力回避するよう努めていますということで、7ページを見ると、荷さばき作業の時間帯や車両数が書いてあります。廃棄物のほうが1日に3回あるように資料には書いてありますけれども、極力早朝や遅い時間を回避するとありますが具体的にどの時間帯で行われているのかを教えてくださいませんか。

●イズミヤ（木村） 資料のほうには記載しておりませんが、現在、朝の8時以降で夕方までに収集は終わらせるように運営しております。

●市川会長 ほかにございませんか。

●恩地委員 ご説明ありがとうございました。私もときどき利用させていただく店舗ですけれどもお隣にカナートがあります。イズミヤ高野店のほうは車で来るお客さんはいないことになっているという説明なのですが、実際上はカナートの駐車場を利用してこちらにやって来られるお客さんがいると思います。実際に高野店を利用するお客さんのうち、それほど多くないという感じはしているのですけれども、どのくらいおられるのか調べられたことはありますか。あるいはどのくらいだとお考えでしょうか。

●イズミヤ（岩田） 一応、高野店は駐車場がないということで、車で来られた方は洛北店のほうをご利用くださいという形で誘導するようにしているのですけれども、おっしゃられるようにとめて来られる方がいくらかいらっしゃることはあると思います。店の判断としては数パーセント程度、3%か2%ぐらいというように聞き及んでおります。

●恩地委員 周辺道路がそこそこ渋滞もしている道路ですので、そういう高野店の延刻がそういった交通に影響がないように、十分注意して運営していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

●イズミヤ（岩田） すでに4月22日から、閉店時間を1時間だけ延長して営業させていただいております。今後そのような環境を踏まえて時間をずらしていくかというのは、まずはそれを把握してから動いていこうということで話を進めております。今いわれているようなことも当然ゆっくりと進めていくことを考えていきたいと思っております。

●辻委員 ご説明ありがとうございました。一つだけ教えていただきたいのですが、どこかに周辺店舗に比べて今は終わる時間が早いから延長したという理由があったと思うのですけれど

ども、周辺の店舗はそれほど長く開けられているのですか。

●イズミヤ（岩田） 今すでに建っているのですけれども、ライフさんが北白川で営業されていますけれども、そちらのほうが夜 9 時 45 分という形になっております。だいたいところが 9 時ぐらいまで営業されているところが多い。高野店ができた当初はそういうことはなかったのですが、これだけ 9 時ぐらいまでになりますと食品売場のことを考えると、どうしても遅いほうが地域の方々にとって利便性を高められるのではないかとということがございます。それを考慮して今回の時間変更をさせていただきたいということです。

●宇野委員 ご説明ありがとうございました。延刻の話とはずれるのかもしれないのですが、先ほどご説明のなかで不法駐車が半減したというお話がありましたが、もともとの台数は、半減前の台数はいくらで、対策を取られた結果何台ぐらいになったのかという数字はお持ちでしょうか。

●イズミヤ（木村） ご説明いたします。1 月 25 日（金）と 1 月 27 日（日）について、夕方 18～20 時まで不法駐車の実態調査を行っております。その結果、西側に平日で 10 台、休日で 11 台、そして南側の平日で 19 台、日曜日で 24 台の不法駐車が確認できています。これに対して対策を行いまして、その後 4 月 14 日（日）に不法駐車の実態調査を行ったのですが、南側のほうで来客が 10 台減る効果が得られました。残念ながら西側についてはあまり効果がなかったのですけれども、南側のほうで 24 台が 10 台に半減したことが確認できております。

●宇野委員 この数字というのは基本的には店舗ご利用の方の駐車分ですか。

●イズミヤ（木村） 今申しあげたのは店舗利用者のみです。それ以外にも、特に西側のほうには店舗以外のお客様も確認できています。

●宇野委員 延刻の話とずれると申しあげたのは、調査された時間が延刻対象ということで夕方、夜間にかかるところなのですけれども、逆算すると終日でどれぐらいとまっているのかがちょっと気になるところでして、夕方から夜間に対してこれだけの台数が出ているということは、今までの運営の方針としては駐車場を設けない形でやってこられた。それは別に反対するところではないのですが、法律の趣旨で考えますと生活環境へ影響が出ているということであれば、駐車場を設けるという選択もひょっとしたらあるのではないだろうか。あるいは契約駐車場をどこかに確保するということもあり得るのではないだろうかと思うのですが、そのあたりのお考えはいかがでしょうか。

●イズミヤ（木村） まず、夕方から夜の調査をしたのはやはりお客さんが集中するのは夕方に来客が多いということがありますので、夕方を調べておけばほかの時間帯はそれ以下だろうという推定を行いまして、特に延刻する時間も夜となりましたので夕方の調査を行っております。先ほど申しあげた数字については2時間の合計台数ですけれども、1時間あたりでいくと南側で対策前は最大12台が確認されておまして、そして対策後には最大で6台が確認されています。現在、対策を行っておりますので1時間のなかで考えると6台以下になるのではないかと考えています。そのようにどんどん対策のほうは継続してやっていきたいと考えております。

もう一点は駐車場を設けるという。

●宇野委員 そのあたりの効果を見ていただいて、状況によってはということがあるのではないかと考えたのです。恒常的に路上駐車があるということであれば、やはりそういう話になるのではないかと思います。

●イズミヤ（木村） ただ、冒頭でも申しあげましたように、当該店舗は昭和49年から駐車場を併設していない店として、店としては車で来られる方には洛北店をご利用くださいと周知をして努力しております。また洛北店で車をとめて、洛北店でお買い物をされた方にはサービス券を発行しておりますけれども、洛北店に車をとめて、高野店で買い物をされた方にはサービス券を発行しないように、洛北店をご利用くださいと高野店には車で来ないでくださいという運用をさせていただいております。

●宇野委員 その趣旨はよく理解できる場所なのですけれども、実態としてどうなっているのかが多少気になる場所ですので、今後状況を注視いただきまして、状況によっては別の手当てを考える。逆に洛北店が近隣にあるのであれば、そちらの駐車場をうまく活用することもあり得るのではないかと思いますので、また今後ともご検討いただければと思います。

●恩地委員 今の不法駐車のこととも関連するのですけれども、説明会のところでの説明において、カナート洛北店及びパチンコ店出店と高野店の延刻はまったく関係ありませんということをお答えされているのですけれども、パチンコ屋さんができるその影響も住民の方はいろいろ心配されているようですけれども、それはそれとしても、パチンコ屋ができることによって不法駐車が増える可能性はあると思います。それと高野店の不法駐車はおそらく実際上区別はつかないと思います。ですから一緒に対策を取ろうと思ったら、パチンコ屋さんのほうと一緒に共同で対策を考えることが実際上必要になってくるのではないかとと思うのですが、パチンコ店との協体制といえますか、連携体制のようなものはどのように考えておられるのかを教えてくださいたいと思います。



●イズミヤ（岩田） 今のご質問ですけれどもこれからの部分もありますので、今日この場では具体的なことはまだお話しできませんので、持ち帰らせていただく形になると思います。

●中井委員 ご説明ありがとうございます。今日いただいた資料で店舗周囲の写真がありますが、そのなかの7番で路上駐輪の写真があります。先ほどのご説明で店側の駐輪場が空いているということでしたけれども、路上の自転車が全部こちらの店舗のものかどうかわからないのでなんともいえないのですが、ひょっとして駐輪場に入りにくいということがあるとしたら改善の余地があるのかなと思ったのでちょっと述べさせていただきました。

それから意見書のなかで、私の理解では周辺の方はうるさかったりするのであまり遅くまでは望んでいられないということの回答で、周りが夜遅くまでやっているからという回答だったので、そのあたりは住民の方が納得していただけたらいいと思うのですけれども、納得するような話もいるのではないかと思います。

●イズミヤ（木村） まず駐輪台数につきましては、京都市さんの基準台数は満足する台数以上を確保しております。店舗のほうについても不法駐輪で苦情等はいただいておりませんので、お店としては駐輪場については十分なスペースを確保しています。実際に現地を見ても空いているスペースは休日でもございますので、お店用のお客さんの駐輪場が不足する事態ではないと認識しております。

●イズミヤ（岩田） 今回の延刻のことですが、届出上は朝の9時から夜10時で本来は2月1日から実施するということでしたけれども、近隣様のいろいろなご意見を踏まえまして、今回4月22日から夜9時ということを行わせていただいております。ただ、全館夜10時までもっていきたいということではなく、食品売場のみをまず夜9時まででスタートさせてみよう。その状況を見て、周辺状況を把握しながら次は朝の9時からスタートしていくという段階的なステップにもっていきこうということを考えております。いきなり10時にするということは今のところは考えておりませんので、今回の22日からスタートした夜9時までの状況を見たいうで、店舗のほうと相談しながら次の方向へ進めていければいいのではないかと考えております。

●市川会長 今の質問と関連するのですけれども、地元の方に対してどういう説明をされていますかというご質問だったと思いますが、その部分のお答えはなかったと思いますので。

●イズミヤ（岩田） 今回の変更に対して、まず延刻の部分を見せていただいたということはいろいろな説明のなかでさせていただいています。今回の22日に対しての延刻も、皆さんに

知っていただくということで、まず1時間延刻しますということをお店のほうに貼り替えや提示をさせていただいて、進めていくようにさせていただきますということを伝える形でやっております。

●石原委員 周辺住民の方へのご説明とご納得いただけるかどうかというあたりを、お話をおうかがいしたいと思います。今回64名が説明会に参加されているということで、たしかにカナートのパチンコ屋問題が絡んでいるのでしょうけれども、この審議会の案件としては桁違いに多い案件です。周辺住民の方の興味が非常に強い案件、変更になるかと思えます。その意味で丁寧な説明と納得を得ていくということは、この案件において非常に重要なポイントではないかと私自身は思います。

そのうえで二つおうかがいしたいのです。一つは、カナートのパチンコ店問題はイズミヤ本社に質問を出しているということで、それは担当部署が違うのだという説明をされていますけれども、それでは一般的には納得されないでしょう。やはりイズミヤさんとして聞いているわけで、そのカナートのパチンコ店に関して、今後イズミヤさんとしてどのような説明をされる予定なのかを一点、おうかがいしたいということです。これは持ち帰られるということであれば持ち帰った後、また文書等でご説明いただけるのかどうかというあたりも含めておうかがいしたいということ。

それから二点目は、いろいろな荷さばきの駐車車両の問題とか、細かい問題ではあろうかと思えますけれどもいくつか指摘がされています。何度かここに駐車していたのではないかとか。そういうことがあってそれに対して、今後、徹底・周知していきますという口約束ではたして納得していただけるのかということです。例えば周辺住民との協定書とか、あるいはそれを破った場合はどういう対応をするのかとか、そのような文書の締結のようなことも含めて、一定より強固な対策を取る姿勢を見せる必要があるのではないかと。今までの信頼関係の蓄積のうえでこういう関係は成り立つと思いますので、そのあたりが必要ではないかと個人的には思うのですけれども、それについてのお考えをおうかがいしたいという二点です。

●イズミヤ（寺谷） 洛北のパチンコ店につきましては、去る2月に住民さんに総務という部署ですがそちらのほうから文書で返答させていただいております。どこまでその文書に基づく内容が理解を得られるか、得られないかということがあるのですけれども、手前どもはイズミヤとして事業主では決してなくて、店子といいますかあくまでも床を借りている立場のなかでパチンコ店に対して発言していく云々ということはなかなかできないという姿勢のなかで、いったん返答させていただいたということでわれわれは解釈しております。

二点目につきまして地元との協定書等という、ペーパーでしかと対応をお約束するということは、230店舗ぐらいありますけれどもしていないのが現状です。信義、誠実というイズミヤのやってきた四十数年間の信用をご理解いただくところで、柔軟な対応をしていきたいと考え

ております。

●石原委員 まず、前者の話は今日の資料の 7 ページに説明会の質問があるのですが、No.2-8 ですが「カナート洛北店の建替（パチンコ店出店）についてイズミヤ本社に要望書を出しているが、その返事がない。そこで不信感をもっているのに」という記述があるのですが、これは事実ではないということですか。

●イズミヤ（寺谷） そうです。

●石原委員 返事はしているということですね。

●イズミヤ（寺谷） 連絡しております。

●石原委員 それから今の二点目のほうの話ですけれども、そういう文書を交わすというご予定はないという回答だったと理解していいのでしょうか。

●イズミヤ（寺谷） 文書は交わすつもりはございません。

●市川会長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。

●山田委員 ご説明ありがとうございます。大きく分けて二点、おうかがいしたいと思います。一点は今、延刻なさっているわけですが最終的に 10 時まで延刻されるということと、私はあまりよく存じあげませんが、近辺のカナートさんやライフさんですとかが一带として 10 時くらい、あるいはそれ以降も営業するという状況になりますと、大人はともかくとして未成年者にとっても一種の遊び場ということがあり得るのではないかと思われるわけです。あるいは大人のなかでもやや悪影響を及ぼすこともあり得る事例ということが生じやすくなるように思われますが、そのあたりの夜間、延刻したときの人的な影響についてどのように対処をされるのかということをおうかがいしたいと思います。

第二点目は、今の石原委員、中井委員のご質問にも関連しますけれども、本件の説明会の開始の通知について、新聞の折込みのなかに入っている程度であって自分は知らなかったという意見があります。これもこの審議会では極めて異例の意見でして、どのような方法でそういう開始をすることが適当とお考えなのかをおうかがいしたいと思います。さらにこの説明会との関係では何点か持ち帰り回答しますというところがございます。また非常に大きな問題としては騒音の関係で、朝の荷受け作業音については予測条件を入れているとおっしゃりながら、しかし実態調査をしてみたらかなり大きな音がしていたという、説明会当時には考えられていな

かったような事態が発生しています。

これらのことを併せて考えますと、仮に紙媒体で契約できないといたしましても少なくとも説明会については再度、再々度行って、きめ細かな対応をしていくことが必要なのではないかと思いますし、さらにいえばこの説明会に出てくる意見のなかには今回の変更とは関わりなく、従来よりこのような問題があったというご指摘も散見されるわけです。ということは平時におけるお店側と地域住民との間の関係性、信頼確保のためのツールが必ずしも十分には機能していなかったということを表していると思います。そういう点では普段信頼関係のツールというものをどのようにお考えなのか。そういうこともご意見をおうかがいできればと思います。

●イズミヤ（木村） まず二点目の説明会の周知の方法についてですけれども、それにつきましては京都市様とご協議させていただきまして、半径1キロ以内に新聞五大紙につきまして開催するチラシを1週間前に折込みチラシをさせていただいています。さらに店内にも掲示物を貼りまして1週間後行いますという掲示を行ってございました。ですからほかの店舗と比較して周知が不十分だったとは事業者側は認識しておりません。

二点目のなかに騒音についてご意見がございましたけれども、たしかに住民説明会のときに荷さばきの音がうるさいというご意見をいただきましたので、説明会報告書のなかで5ページ目の、No.6-2のところですが、平成25年1月26日の朝の時間帯に調査を行っております。瞬間的には大きな作業音がすることを確認しましたという記載をさせていただいておりますのが、規制基準がこちらのほうは朝の時間帯は55dBで、不規則、かつ大きく幅が変動する場合には時間率騒音レベルの90%レンジの上端値と、音としてL5よりも大きい値が規制基準値との比較になるのですけれども、それは規制基準値の55dB以下でしたが、やはり作業される際に荷さばきのドンという音等、そういうものが瞬間的に発生していたという事実を確認しました。

そのための対策として、お手許の変更計画説明書の23ページに荷さばき施設の図面を付けさせていただいております。この紫が荷さばき施設になっておりまして、平面図でわかりにくいと思いますけれども、南側は今まで開放して荷さばき台車などを置いておりました。そのために荷さばき作業の際にこの開放されたところから音が漏れて、南側のマンション様に作業騒音が届いたと考えまして、南側のほうのシャッターを閉めて荷さばきをするような運用に変更するという対策を行って、事業者として騒音を下げる努力を行っているということでご理解をいただければと思います。

●イズミヤ（岩田） 最初のご質問のほうで延刻することにより未成年者への影響ということですが、高野のほうで延刻ということでいったん9時にさせていただきました。カナート洛北は今9時閉店なのでございますけれども、現状洛北店としては延刻する予定はございません。今9時のなかでやっていくのですけれども、今いわれている未成年者への対応というのは、店と今のご

意見を踏まえてどのようなことができるのかを考えていきたいと思っております。それから地元住民様と店との関係ですけれども、いろいろ地元住民様からのご意見がありましたら、店舗のほうで対応はしていただいているとは聞いております。長い間ここで高野店としてさせていただいているということもありますので、そのあたりのトラブルはないと思っています。いろいろ住民様とのおつき合いを自治会も含めてやっておりますので、一つ一つ出てきたことに関しましては今後も真摯に対応をさせていただきたいと考えております。

●事務局 説明会の周知の方法に関してだけ一点、事務局からコメントさせていただきます。説明会の公告につきましては京都市のほうで運用要綱を定めておまして、方法については規模などにより変わってくることもあるのですが、周知方法として店舗の設置予定場所、または既存の場合、設置場所に立看板を設置するということと、店舗の設置予定場所、もしくは設置場所から1キロメートルの範囲内にある住戸、事業所等にチラシを配布するということで定めさせていただいております。そのチラシの配布につきましては新聞折込みであるとかポスティングとか、そのへんまでここでは定めていないのですけれども、そういう形で定めておまして事業者の方にそのように助言させていただいております。以上です。

●山田委員 わかりました。今、事業者からご説明をいただきました新聞折込みというのは、私などは全然中身を見ないので、申し訳ないのですが市の公告もあまり見ていないのですが、そういう人は少なからずおられるだろうと思います。今のご説明ですと例えばポスティングでもいいということだと思いますし、ポスティングにするのと新聞折込みをするのとどういふコストパフォーマンスがあるのかわかりませんが、住民からの意見をうかがう説明会があって、しかる後にこういう変更をしますということだと、その第一歩の周知の仕方に問題があるということだと最初から問題が生じてしまうということになりますので、説明会の正当性そのものが揺らいでしまいます。そこは大した大きな違いがなければ、ぜひポスティング等の形でご対応をいただければと思いました。

それから普段の地域住民とお店との関係は悪くないとおっしゃって、そういうご認識でいらっしゃると思いますけれども、そのような観点からして今回の説明会ですでに現状こういう騒音があるとか、こういう不法駐車があるという意見が出てくるということについてはどのように認識されているのか、重ねておうかがいできればと思います。

●イズミヤ(岩田) 今回説明会のなかでそういうご意見がありましたので、それを速やかに調査させていただきまして現状を把握させていただいた。そのなかでそれを100%、不法駐車ゼロは難しいかもしれませんが、それに向けてできるだけのことをする。さらに改善できるように今後店のほうでやっていこうという姿勢、判断はもっています。それで今回、1時間ずらすというのも、そのあたりをまず把握しなければ次に進めていけないということが当然

ありますので、それをうまく改善できないのであれば先の話になっていくのではないかと思います。やはり近隣様があつての商売になりますので、そこは店ともどもそういう理解で進めているつもりでございます。

●山田委員 わかりました。ご姿勢は重々承りました。あとはそのご姿勢をどのような形で外部にわかりやすく示していくかという問題だと思います。先ほど申しましたようにできればもう1回、2回、何らかの形で説明会を行うという方法も一つの可能性かと思っておりますのでよろしくをお願いします。

●市川会長 ほかにご意見、ご質問はございませんか。

●松井副会長 これまでに委員の先生方からあつた質問とかなり重なりますけれども、今の質問に関連して、これまで40年ほど周辺住民と悪くない関係を築いていたとおっしゃっていたわけですが、そうしますと40年間ずっと不法駐車を放置していた、朝の騒音を放置していたということは矛盾するのですが、これはどう説明されますか。どちらかが嘘ですか。

●イズミヤ(岩田) 何も対応をしていなかったというわけではございません。コーンを置いて対応してきているというのも当然やったのかなのですが、今回こういうことをきっかけに見直していかなければいけないことがありましたのでこのようになっておりますけれども、まったく何もやってこなかったというわけではありません。そのあたりはご理解いただきたいと思っております。

●松井副会長 ということはやはり普段悪くない関係を築いてきたということが間違いなのですね。そう事業者さん側は思い込んでいたというのが正しいではありませんか。

●イズミヤ(寺谷) 思い込みということではないのですけれども、地域住民の方にはたくさんの方のいろいろな考えの方がいらっしゃるわけで、基本的には大半の方からは理解を得られてきて今日まできているということでございます。いろいろいわれているようなことについては今までお店としまして、会社としまして十分な対応を、十分というのがわれわれの思い込みなのかもしれませんけれども、問題があるときにはその都度対応してきた状況であると認識しておりますし確信しております。

●松井副会長 対応されて、それに対して住民の方が納得されていたら、こうはなりません。

●イズミヤ(寺谷) 難しい問題ですけれども、すべてのわれわれの事業計画が100%理解を

得られるということはなかなか難しいのですけれども、限りなく 100%に近い理解を得るべく今日までやってきているということではございます。

●松井副会長 私がそういう言い方をするのは、説明会での意見がこれまであがってきたなかでも極めて多いのです。参加人数ももちろんそうですし、ほかの要因があつてこういうことになったのかもしれませんが、この意見だけ見ますとこれまで何もやってこなかったのかなと思いますし、こういう意見を聞いて初めて対策をやったかのようにも思えます。現状で不法駐車が夜中でも十何台あるわけですね。かつ指針を満たす駐車場がない。駐車場がない運営に対してはそういう方針というのはあり得ると思います。ただし、不法駐車がすでに十数台というのは、とめられるところがかなり埋まっています。それがあつたのをわかつたまま、かつ指針も満たしていないという案件はこれまでここにあがつてきたことがありません。だとすると隔地駐車場を設けるとか何らかの対策を提示していただかないと、これまで駐車場なしでやってきたからといくらいわれても実際に不法駐車があるわけです。

新しい店舗、ほかの店舗は苦労しているのです。隔地駐車場、あるいは駐車場を確保して不法駐車がないように設計、あるいは追加をされているわけです。それをこの店だけ不法駐車が現状としてあるにもかかわらず、そのまま仕方ないですねと考えると、今後、京都市は不法駐車だらけになってしまうのではないかと危惧するわけです。そのなかで先ほど洛北にとめた方にはサービス券は出していないとおっしゃられました。これは逆ではないでしょうか。出すことによって向こうにとめていただく。一種の隔地駐車場ということを考えないと、別にカーポートでなくてもかまいませんけれども、そういう状態になっているのではないかというのがまず一点です。先ほどからいろいろ美しい言葉をいわれていますけれども、現状おっしゃられることを個人的には信頼できないなと思います。これが第一点です。

二点目は騒音です。まず騒音レベルの設定ですが、先ほどL5とおっしゃいましたけれどもこれは誤りです。単発的に出る音は最大値を測るということになっています。最大値は何dBでしたか。

●イズミヤ（木村） 最大値は65です。

●松井副会長 規制基準値より10dBオーバーですね。

●イズミヤ（木村） 不規則かつ大幅に変動する騒音と認識しております。

●松井副会長 不規則かつ大幅に変動する騒音というのは、例えばある程度常時連続的に騒音が出るようなものを想定しています。ここにも書かれていますように、瞬間的には大きな作業音が出る。この場合にはその瞬間的、単発的な場合はその最大値を取ることを書かれて

いたと思いますが、私のいっていることは間違っていますか。

●イズミヤ（木村） 荷卸しをする際に瞬間的に大きな単発的な音は発生しておりますけれども、店舗の運営上、発生する騒音というのは、台車を転がすゴロゴロという台車走行騒音もございまして、荷卸しの作業音もございまして、ほかに車両の走行もありますし、ドアの開け閉めによる騒音と、荷卸し以外にもさまざまな騒音が発生しておりますので、それらすべての評価をするためには、不規則かつ大幅に変動する騒音と捉えてL5で評価するのが妥当だと考えております。

●松井副会長 それは誤りです。例えば夜間の来店法の指針はどうなっていますか。

●イズミヤ（木村） 夜間につきましては最大値で評価すると立地法の指針ではなっておりません。

●松井副会長 それはどうしてなのか知っておられますか。

●イズミヤ（木村） L5という見方がなかなか難しいので最大値という理解をしております。

●松井副会長 どうして夜間の荷さばきは最大値で、昼間の荷さばきは最大値でないのですか。

●イズミヤ（木村） それを答えることは勉強ができておりません。

●松井副会長 それは誤りです。昼間の騒音についても単発的な騒音については、特に大きな音がポンと一発出て、残りは低いということでしょう。そういう場合には最大音で評価するというのが騒音規制法の趣旨です。ですから来店法の指針も夜間の騒音は、荷さばきの音は最大騒音レベルで評価しましょうということになったのです。

●イズミヤ（木村） そういう背景もありますので当該店舗については、夜間は荷さばき作業はしない運営をしています。

●松井副会長 今は昼間の話、朝の話をしています。6～8時の話をしています。

●イズミヤ（木村） そのへんはお答えする答えをもちあわせておりません。

●松井副会長 測定方法が誤っていたということを認めるわけですね。



●イズミヤ（木村） 最大値は抑えております。

●松井副会長 違います。騒音規制法を超えているかどうかということに関して、どうお考えですかという質問です。

はっきりいいまして先ほどの回答は、最大値は超えているけれどもL5は規制基準を下回っていましたという住民にとってはごまかしです。私が知らないと思っていたのですか。認めますね。騒音規制法を10dBオーバーです。

●イズミヤ（木村） そのへんは大店立地法に則って評価をしていただければと思います。

●松井副会長 今申しあげたことは大店立地法の指針の範囲を超えています。65dB、要するに騒音規制法の基準を超えていることを京都市の環境課のほうにご相談いただく。あるいは京都市の環境課のほうから指導、場合によっては改善命令が出るということを理解して対応されたほうがいいです。

●イズミヤ（木村） 先ほど申しあげた数字は対策前の数字でして、対策後はそれを抑えておりますということを併せて申しあげます。

●松井副会長 具体的にどのくらい下がったのですか。測定はされていないのですか。

●イズミヤ（木村） 測定は現在しておりません。

●松井副会長 そのあと早朝の荷さばきについて苦情がなくなったということでしょうか。

●イズミヤ（木村） それ以降、店舗に対して荷さばきについての苦情はいただいております。

●松井副会長 近隣の南側マンションの住民の方だと思いますけれども、そういう方にこれで大丈夫でしたかという確認を取られましたか。

●イズミヤ（木村） 個別に確認というのは行っておりません。

●松井副会長 それは真摯な態度でないように思うのですがいかがでしょうか。

- イズミヤ（木村） それに対する答えを今もちあわせておりません。
- 松井副会長 真摯な態度と申しあげたのは、左側の方だと思imasuのでお答えいただけますか。
- イズミヤ（岩田） いったん対策をさせていただきまして、そのあとご意見等はございませんでしたのでその実行を続けさせていただいております。そういう対応をさせていただいております。
- 松井副会長 私が聞いていることの回答になっていないのですけれども。
- イズミヤ（岩田） 対策をさせていただいたことによって、住民の方からのご意見がないという考えで今回対応をさせていただいております。
- 松井副会長 それは私からすると真摯な態度ではなくて、真摯な態度というのは対策を行ったあと、実際に南側の住民の方に、マンションとはいえ実際に音が聞こえるのは20～30軒です。そういう方に大丈夫ですかと聞く。あるいは実際に意見を述べられた方に聞くということが真摯な態度ではないのでしょうか。
- イズミヤ（岩田） 今回はこれぐらいで私どもとしては大丈夫だろうという、いろいろな判断のうえで出させていただいております。
- 松井副会長 今後はどうされますか。
- イズミヤ（岩田） 今後というのはどういう。
- 松井副会長 今後、真摯な態度でされるわけですか。それとも今後も今のように自分たちの判断だけでどんどん進められるということですか。
- イズミヤ（岩田） そういうわけではありません。
- 松井副会長 どうされますか。具体的にいついただいけませんでしょうか。抽象的なことではこちらで判断できなくなります。
- イズミヤ（寺谷） 具体的な言葉で交わされるかということ、今のところその回答はもちあ

わせていない状況です。しかし改善していくという姿勢はわれわれも非常に強くもっておりますし、今後もそのつもりであります。それをしたか、していないかというところは議論されると非常に苦しいのですけれども、例えば自治会の会長様にこういうご相談をしてみましたというお声掛け程度はできると思うのですけれども。

●松井副会長 これまで多数の店舗が審議会に上がってきたのですけれども、ちゃんと個別に近隣の方の意見を聞いて回っている店舗が実際にごさいます。そういうことはされないということですね。これまでやられていなかったようでも、自治会の方にそういうことを伝える、聞いてみるというのはほぼすべてのところがされていると認識しておりますが、個別にということはないということですね。

●イズミヤ（寺谷） 今、明確にしないということは言い切れませんが、しますとも逆に言い切れないのですけれども、必要に応じて善処したことについてはご報告できると考えております。

●松井副会長 わかりました。無回答と認識しておきます。一点目についてはどうでしょうか。駐車場の件については。

●イズミヤ（岩田） 駐車場の件については、今回不法駐車対策は取らせてもらっていますけれども、店に戻ったなかで今の状況を把握したうえで今後の対応策を考えていこうと思っております。

●松井副会長 その回答は今までの回答とまったく一緒でして、私が聞いているのは具体的な対策です。

●イズミヤ（岩田） 今、駐車場を隔地の駐車場がここにあるということは何もわかりませんので、そこはこちらだけでは決めかねることですので、いったん持ち帰らせていただく形になると思います。それでご理解いただけませんかでしょうか。

●松井副会長 あなたの回答がまた届くという理解でよろしいですね。

●イズミヤ（岩田） 私たちだけでは考えられないことになりますので。

●市川会長 ほかによろしいでしょうか。ただ今の最後のご質問についてはできる限りマンションの方に個別訪問でご理解を得る。説明に行っていたらとありがたいと思っております。

そういう対応をしていただけるとありがたい。

続きまして現地調査，及び追加資料請求の有無についてお聞きします。

現地調査につきましては各委員が各自で行かれるということにいたしまして，そろっての現地調査は行わないことにいたします。案内が必要な場合は事務局からの案内ということにさせていただきます。追加資料につきましてはいかがでしょうか。

●事務局 それでは事務局のほうで整理させていただきまして，資料のほうは請求させていただくという形で，個別にご相談させていただくということによろしいでしょうか。

●市川会長 それでお願いいたします。それではこれでイズミヤ高野店の届出者からの説明を終了いたします。ご担当の皆様，どうもご苦労様でした。ありがとうございました。

●イズミヤ どうもありがとうございました。

——（担当者退室）——

## 2 報告事項

●市川会長 それでは次に移ります。議題2の「報告事項」について事務局から説明をお願いします。

●事務局 それでは資料3をご覧ください。資料3ですけれども平成24年12月26日に答申をいただきました平成24年6月の届出案件，イオン洛南ショッピングセンター，イオンモール京都五条及びイオン伏見店につきまして，平成25年2月25日に市の意見を通知いたしました。市の意見はなしとして，付帯意見を付しております。通知文を添付しておりますのでご参考にご覧ください。

また，次に資料4をご覧ください。23ページです。平成25年1月28日に答申をいただきました平成24年7月届出案件，京都ファミリーにつきまして平成25年3月22日に市意見を通知いたしました。こちらも市の意見はなしとして付帯意見を付しております。同じく通知文を添付しておりますのでご参考ください。

次に，26ページ目の資料5をご覧ください。こちらは毎回提出しております「立地法に係る計画一覧」でございます。手続中の届出案件と審議会の今後の審議予定を載せております。今月の届出受理の予定はございません。以上でございます。

●市川会長 ただ今の事務局からの報告について，何かご質問等はございますか。

——（委員から特に発言なし）——

### 3 その他

●市川会長 それでは次の議題に移ります。議題3「その他」です。特に何かございましたらご発言をお願いいたします。

——（委員から特に発言なし）——

●事務局（小山課長） 特に委員の皆様からのご発言がないようですので、事務局から一点ご報告でございます。騒音に関する学識経験者として貴重なご意見を今まで賜ってまいりました松井副会長、それから消費者行動に関する学識経験者としてご意見を賜ってまいりました辻委員、お二人がご都合によりまして今月をもちましてご退任されることとなりました。皆様へのご報告が遅れまして大変申し訳ございませんでした。つきましては会長のお許しがいただけるようでしたら、松井副会長、それから辻委員からお言葉をいただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

●市川会長 それでは松井副会長、一言お願いいたします。

●松井副会長 急に、つい2週間ほど前に転勤が決まりまして、事務局、あるいは審議会にご迷惑をおかけすることになり申し訳ございません。私は京都に10年1カ月おりまして、実はこの審議会がいちばん最初の審議会で、京都に来る前から委員の依頼がありましていちばん長い審議会となりました。当時から市川会長さんはおられましたけれども、審議会のなかで私は遠慮なくものをいっておりまして、かなりいろいろなところにご迷惑をおかけしたかと思えます。今日もそうでしたけれども。今回の案件がこのあとどうなるか討論できないのが申し訳ないのですが、北海道のほうにまで転任しますので続行できないことをご了承いただければと思います。

審議会でかなりいろいろ勉強させていただきました。またこの審議会は、ほかにも審議会の委員をやっている20件ぐらいやっておりますけれども、かなり有効に機能している審議会ではないかと思っております。10年間させていただき非常に感謝しております。どうもありがとうございました。

●市川会長 ありがとうございます。それでは辻先生、お願いいたします。

●辻委員 この審議会に何年いたかわかりませんがかなり古株だと思いますけれども、大変たくさん勉強させていただきました。消費者行動が専門ですので直接的にフィールドに乗っているとは思いませんけれども、それでもこういう観点はどうかなということで発言をさせていただきました。私は神戸にいますので審議会が終了しても、先ほど皆様に時間の合間に一生懸命お配りしましたように、京都のメーカーとまた組んで連休に梅田でお手伝いもさせていただけるので、京都にもどれだけ来ているのかというぐらい来ているのですけれども、またよろしくお願ひいたします。

●市川会長 どうもありがとうございました。お二人の先生方、本当に長い間にわたって審議会の活性化をしていただいたと思います。もし、後任の方にご推薦という方がありましたら、審議会の雰囲気をお伝えいただいて、引き継ぎをお願いしたいと思います。本当に長期間どうもありがとうございました。

それではこれで本日の審議会を終了したいと思います。その前に事務局から事務連絡等があればお願ひします。

●事務局（小山課長） ご連絡させていただきます。次回、5月の審議会につきましては6月の審議会の日程も併せまして、本日お配りしております日程調整表に基づきまして調整をさせていただきます。開催場所も含めまして改めてご連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

なお、5月の審議会では本日届出者説明を行いましたイズミヤ高野店の答申案の検討をさせていただきますと存じます。よろしくお願ひ申しあげます。

●市川会長 次回審議会は改めて連絡いただけるということでございます。審議内容といたしましては本日のイズミヤ高野店の答申案の検討になります。

次回の審議会におきまして特に非公開とすべき部分もないように思われますので、公開としたいと思います。また審議会の出席機関についても、従来どおり指針の項目と関係の深い機関に出席をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

——（委員から特に発言なし）——

## 閉 会

●市川会長 それでは、これで第127回京都市大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。長時間どうもありがとうございました。